



わが国の“知”を結集して
日本発の「創知産業」を
実現します

The IPSN Quarterly

東京都千代田区丸の内1-7-12 6F 7A7-10階
Tel:03-5288-5401

知的財産戦略ネットワーク株式会社 ニュースレター

2021年冬(第44号)

Intellectual Property Strategy Network, Inc. (IPSN)

ホームページのリニューアル及び Websiteアドレスが変わりました！

知的財産戦略ネットワーク 秋元 浩



すでにご存じの方もおられるかもしれませんが、この度、かねてより準備を進めて参りました弊社ホームページのリニューアルが3月に完了いたしましたのでご報告させていただきますと共に、本ニューズレター冬号の発刊が遅れましことを深くお詫び申し上げます。

今回のリニューアルでは、弊社全般の業務内容や連携会員からご提供頂いたアカデミア・シーズをより分かりやすくお伝え出来るようにするため、デザインを一新すると共に、掲載する情報のレイアウトや構成などの見直しも行いました。

また、今回のリニューアルでは、パソコンの他にスマートフォンやタブレット端末からのアクセスも出来るように作成しておりますので、より使い勝手の良い、そしてより快適な環境でのご利用が可能となっております。

皆様にとってよりお役に立つホームページとなるように、今後とも内容の充実を図って参りますので、何卒、よろしくお願い申し上げます。

(次ページへ続く)

■ CONTENTS ■ ■ ■

ホームページのリニューアル及びWebsiteアドレスが変わりました！	知的財産戦略ネットワーク 秋元 浩	1
リカ特許無効審判事件	知的財産戦略ネットワーク(株) アドバイザー 宇佐見 弘文	2
第23回IPSN講演会(Webinar)開催のお知らせ		8
INFORMATION		8

なお、ホームページのリニューアルにともない、URLが変更されております。ブラウザの「お気に入り」、「ブックマーク」などにご登録されておられる場合には、新しいURLへのご変更をお願いいたします。

弊社ホームページURL <https://www.ipnsn.co.jp>

シーズ発掘



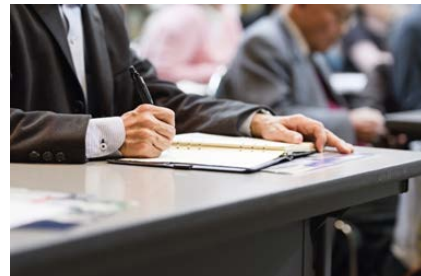
技術・発明評価
知財評価・知財戦略
事業ポテンシャル評価
知財管理業務支援

社会実装へ



情報提供支援
マッチング活動支援
ライセンス交渉支援
契約書の作成確認

事業化支援



デューデリジェンス
FTO調査・訴訟支援
資金導入への橋渡し
知財人材の派遣

リリカ特許無効審判事件 訂正版

知的財産戦略ネットワーク(株) アドバイザー 宇佐見 弘文

I. 先発薬(リリカ)を保護する特許に対して、後発薬メーカーが請求した特許無効審判の判断は今後如何なる影響を与えるか？

医薬分野においては、先発薬を保護する特許権の存続期間中に後発薬を製造販売すると先発薬の特許権を侵害することになるので、後発薬の発売を早めることを希望する後発薬メーカーは先発薬特許に対する妥当な対応策の把握を希望していると想定できる。今回の特許無効審判では、先発薬特許の請求項1～4において請求項1～2は訂正が認められず無効と判断され、請求項3～4は訂正が認められ有効と判断されている。この審判での判断より、先発薬メーカーは先発薬の保護特許を有効に保持するための対策を今後強化することになり、一方後発薬メーカーは先発薬の保護特許の有効性を否定するあるいは攻撃する要因を徹底的に調査・検討する方向に進むと想定できる。その結果、先発薬と後発薬の市場価値が変化する可能性も出てくることになるか、今後の動向を見守りたい。

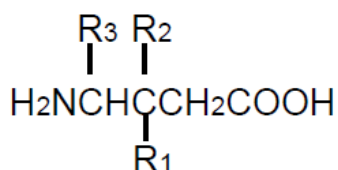
1. 審判の経緯

1-1 先発薬とその保護特許

本審判事件(無効2017-800003、無効2017-800076)で取扱われる特許第3693258号(出願日:平成9(1997)年7月16日、登録日:平成17(2005)年7月1日、特許権者:ワーナー・ランバート社)は、発明の名称「イソブチルGABAまたはその誘導体を含有する鎮静剤」および次の請求項を有している。

『請求項1

式I



(式中、 R_1 は炭素原子1～6個の直鎖状または分子状アルキルであり、 R_2 は水素またはメチルであり、 R_3 は水素、メチルまたはカルボキシルである)の化合物またはその医薬的に許容される塩、ジアステレオマー、もしくはエナンチオマーを含有する痛みの処置における鎮痛剤。

請求項2

化合物が、式 I において R_1 および R_2 はいずれも水素であり、 R_1 は $-(CH_2)_{0-2}-iC_4H_9$ である化合物の (R)、(S)、または (R, S) 異性体である請求項1記載の鎮痛剤。

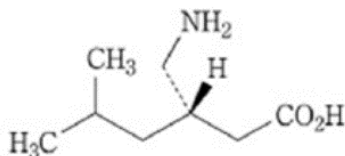
請求項3

化合物が、(S)-3-(アミノメチル)-5-メチルヘキサン酸または3-アミノメチル-5-メチルヘキサン酸である請求項1記載の鎮痛剤。

請求項4

痛みが炎症性疼痛、神経障害による痛み、癌による痛み、術後疼痛、幻想肢痛、火傷痛、痛風の痛み、骨関節炎の痛み、三叉神経痛の痛み、急性ヘルペスおよびヘルペス後の痛み、カウザルギーの痛み、特発性の痛み、または線維筋痛症である請求項1記載の鎮痛剤。』

この特許で保護されている神経障害性疼痛治療薬の一般名プレガバリン(欧名:Pregabalin)®は、2010年より日本でファイザー社(先発薬メーカー、被請求人)より商品名リリカ(LYRICA)®として製造販売(2018年度国内売上高:約1000億円)されている先発薬である。リリカは、特許第3693258号で保護されている化学構造式:



で)であり、外国では既に後発薬として販売されている。

な示される化合物(化学名:(3S)-3-(Aminomethyl)-5-methylhexanoic Acid、分子式: $C_8H_{17}NO_2$ 、分子量:159.23)お、このリリカの保護特許第3693258号は、承認に基づく特許権の存続期間が延長されており、リリカ®カプセル25mg、75mg、150mgの効能・効果「帯状疱疹後神経痛」(承認日:2010年4月16日、延長期間:4年9月14日間)、「帯状疱疹後神経痛」を拡大した「末梢性神経障害性疼痛」(承認日:2010年10月27日、延長期間:5年間)、「線維筋痛症に伴う疼痛」(承認日:2012年6月22日、延長期間:5年間)、および「末梢性神経障害性疼痛」を拡大した「神経障害性疼痛」(承認日:2013年2月28日、延長期間:5年間)各々について本特許権の存続期間の延長が登録されているので、本特許権の存続期間延長後の満了日は本特許の出願日1997年7月16日より特許存続期間20年後の2017年7月16日に延長期間5年を追加した2022年7月16日になる。本特許権の存続期間延長として5年間(最長の延長期間)が認められているが、本特許は早期審査対象(審査請求日:2004年7月6日)として扱われ、2005年7月1日に特許登録されており権利化の期間を短縮させた成果に基づいていることにも注意すべきである。

1-2 特許無効審判の請求

このリリカの保護特許第3693258号に対して、特許無効審判が2017年1月16日に沢井製薬(請求人)より請求されている。そして、同年4月25日以降に、この沢井製薬の特許無効審判請求に大阪府のニプロ株式会社に参加する以外にも、北海道の株式会社フェルゼンファーマ、石川県の辰巳化学株式会社、東京都の日本ジェネリック株式会社、Meファルマ株式会社、テバ・ホールディングス合同会社、日本ケミファ株式会社とサンド株式会社、大阪府の東和薬品と共和薬品、福井県の小林化工株式会社、富山県の日医工株式会社とダイト株式会社、滋賀県の大原薬品工業、山形県の日新製薬の合計15社が参加(参加申請日:2017年の4月25日、9月7日と12月12日、2018年の1月19日、3月9日、4月4日、6月4日、6月6日、9月6日と9月21日、および2019年の3月15日、3月18日と4月5日)している。本特許無効審判請求に参加企業が多いこと、日本各地に存在していること、そして参加申請期間(2017年4月25日から2019年4月5日まで)の長さから、先発薬企業と後発薬企業の深刻な係争事件であり如何に注目を浴びているかを理解することができる。

1-3 審決の予告

平成29(2017)年11月30日に口頭審理の通知がされており、平成31(2019)年2月28日に審決の予告(審判長:滝口 尚良)がされている。この審決の予告では、特許無効理由である「実施可能要件違反」および「サポート要件違反」に基づいて、「特許第3693258号の請求項1~4に係わる発明についての特許を無効とする」との結論づけがされている。

審決の予告においては、特許無効審判請求人が証拠として本件の特許公報以外に本特許優先日(1996年7月24日)前の公知技術を記載した学術文献などを含む甲第1号証~甲第21号証を提出して、2つの無効理由を主張していることが記載されている。この無効理由の1つが「実施可能要件違反」であり、本特許請求項1~4に記載の発明は「発明の詳細な説明に当業者が実施できる程度に明確かつ十分に記載されていない」である。もう1つの無効理由が「サポート要件違反」であり、本特許請求項1~4に記載の発明は「発明の詳細な説明に記載したものでなく、出願時の技術常識に照らしても、請求項に係わる発明の範囲まで、発明の詳細な説明に開示された内容を拡張ないし一般化できるとはいえない」と判断されている。そして、参加人も6件の証拠(丙第1号証~丙第6号証)を提出して、特許無効審判請求人と同じ2つの無効理由を主張していることが、審決の予告に記載されている。被請求人は、乙第1号証~乙第15号証を提出して、特許無効審判請求人および参加人が主張する2つの無効理由に対して反論をしている。そして、審決の予告は、特許無効審判請求人が提出した甲第3~9、11~15、18と19号証、および被請求人が提出した乙第2~4号証の記載内容を具体的に指摘して、「実施可能要件違反」および「サポート要件違反」と判断している。

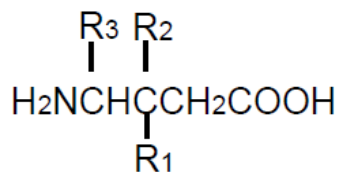
また、審決の予告では、「物の発明」の場合の「実施可能要件」における「実施」は、「その物を使用する行為」を含むと判断している。即ち、医薬分野の「物(製剤等を含む医薬物質)の発明」の場合には、発明物(医薬物質)の「実施」は「医薬用途」に該当することになる。そして、医薬分野における発明物の「医薬用途」は薬理試験結果に基づいて確認(認識)されるので、医薬分野における発明物の「医薬用途」を当業者が認識できる薬理試験結果を明細書の「発明の詳細な説明」に記載する必要があることを審決の予告では指摘されている。しかし、『本特許の物の発明「鎮痛剤」の「医薬用途」は鎮痛用途であるが、物の発明の「鎮痛剤」が「炎症性疼痛」および「術後疼痛」以外の痛みの鎮痛用途に効果を有することを、本特許明細書の「発明の詳細な説明」の記載から当業者は認識できない』と、審決の予告は指摘している。従って、本特許発明である「鎮痛剤」の鎮痛用途は、明細書の記載不備に基づいて「実施可能要件違反」との結論が出されている。さらに、『本特許発明の鎮痛剤は、「炎症性疼痛」および「術後疼痛」以外の痛みに鎮痛効果があると明細書の記載から認められず、本特許出願時の技術常識を参酌しても当業者は認識できない』と指摘して、本件特許発明は「サポート要件違反」であるとの結論も出されている。

1-4 審決の予告後における本特許の特許請求の範囲の訂正

特許無効との審決の予告に対して、2019年7月1日付の訂正請求書により本特許の請求項1~4が訂正されている。訂正後の請求項は次の通りであり、アンダーラインが訂正内容を示している。

『請求項1

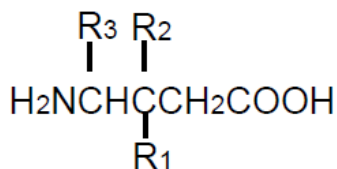
式 I



(式中、 R_1 は炭素原子1~6個の直鎖状または分子状アルキルであり、 R_2 は水素またはメチルであり、 R_3 は水素、メチルまたはカルボキシルである)の化合物またはその医薬的に許容される塩、ジアステレオマー、もしくはエナンチオマーを含有する、痛覚過敏又は接触異痛の痛みの処置における鎮痛剤。

請求項2

式 I



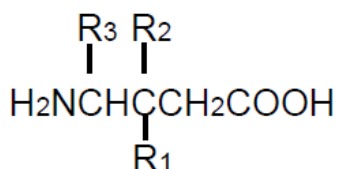
(式中、R₃およびR₂はいずれも水素であり、R₁は-(CH₂)₀₋₂-iC₄H₉である)の化合物の(R)、(S)、または(R, S)異性体を含む、神経障害又は繊維筋痛症による、痛覚過敏又は接触異痛の痛みの処置における鎮痛剤。

請求項3

(S)-3-(アミノメチル)-5-メチルヘキサン酸または3-アミノメチル-5-メチルヘキサン酸を含む、炎症を原因とする痛み、又は手術を原因とする痛みの処置における鎮痛剤。

請求項4

式 I



(式中、R₁は炭素原子1~6個の直鎖状または分子状アルキルであり、R₂は水素またはメチルであり、R₃は水素、メチルまたはカルボキシルである)の化合物またはその医薬的に許容される塩、ジアステレオマー、もしくはエナンチオマーを含む、炎症性疼痛による痛覚過敏の痛み、又は術後疼痛による痛覚過敏若しくは接触異痛の痛みの処置における鎮痛剤。』

2. 本特許の請求項1-4の訂正についての判断(適否)

2-1 請求項1の訂正

次の2-2より請求項2の訂正は認められないので、請求項1の記載「・・・痛みの処置における鎮痛剤」を「痛覚過敏又は接触異痛の痛みの処置における鎮痛剤」への訂正は、「訂正後の請求項2と別の訂正単位としても認められず、請求項2の訂正と一体的に認められない」と判断されている。

2-2 請求項2の訂正

請求項1を引用しない独立項として記載すると共に、式 I の化合物の「鎮痛剤」を「神経障害又は繊維筋痛症による、痛覚過敏又は接触異痛の痛みの処置における鎮痛剤」に限定するものである。しかし、本特許の明細書および図面には、「化合物 I を神経障害や繊維筋痛症等の痛みの鎮痛剤として使用する方法が一般的に記載されているが、神経障害又は繊維筋痛症による痛覚過敏又は接触異痛の痛みの処置における鎮痛剤としての使用について記載されていない」、また「化合物 I が神経障害又は繊維筋痛症による痛覚過敏又は接触異痛の痛みの処置における鎮痛効果を確認できる試験結果の記載もない」、さらに本特許出願当時の技術常識を考慮しても「化合物 I が神経障害又は繊維筋痛症による痛覚過敏又は接触異痛の痛みの処置に有効であると当業者は理解できない」と判断して、ファイザー社(先発薬メーカー、被請求人)の反論を採用していない。

従って、請求項2の訂正は、「本特許明細書の記載から導き出すことができない新たな技術事項を導入するものであり、特許法134条の2第9項で準用する同法126条5項の規定に適合しないので、認められない」と判断されている。

2-3 請求項3の訂正

請求項3の訂正は、独立形式の請求項に変更するものであり、「炎症を原因とする痛み、又は手術を原因とする痛みの処置における」の追加は本特許の請求の範囲を拡張または変更するものではなく特定の痛みに限定するものであり、本特許の明細書、特許請求の範囲および図面に記載された範囲内であるので、特許法第134条の2第1項ただし書き第1号または第4号記載事項を目的とする

ものであり、同法同条の2第9項において準用する同法126条5項および第6項の規定要件に適合する、と判断されている。

なお、参加人(テバ・ホールディング社)は「炎症を原因とする痛み、又は手術を原因とする痛み」は本特許明細書の記載事項の範囲外であると主張するが、本特許出願時に「侵害受容性疼痛として広く認識されている痛み」であり、請求項3に記載の化合物が「炎症性疼痛または術後疼痛の処置に対して効果を有していた」ことが本特許明細書に記載されているので、この参加人の主張は採用されていない。

2-4 請求項4の訂正

請求項4の訂正は、式 I の化合物および式中の定義を追加し、鎮痛剤を「炎症性疼痛による痛覚過敏の痛み、又は術後疼痛による痛覚過敏若しくは接触異痛の痛みの処置における鎮痛剤」に限定して、独立形式の請求項に改めたものであるが、鎮痛剤の限定「炎症性疼痛による痛覚過敏の痛み、又は術後疼痛による痛覚過敏若しくは接触異痛の痛み」に誤記があると指摘されているも、本特許明細書には炎症性疼痛や術後疼痛に対する鎮痛効果が記載されているので、この訂正は特許請求の範囲の減縮および引用関係の解消を目的とするものであり、特許法の規定要件に適合すると判断されている。

なお、参加人(テバ・ホールディング社)は、前記2-3と同様に、本特許明細書に記載の無い新規事項を追加する訂正と主張するが、鎮痛剤の限定記載に誤記があるものの本特許明細書の発明の詳細な説明に記載されているので、この参加人の主張は認められないと判断されている。以上より、請求項1~2の訂正は認められず、請求項3~4の訂正は認められることになる。

3. 争点(無効理由)および審決(判断)

3-1 争点(無効理由)

訂正されていない請求項1~2および訂正後の請求項3~4になる本特許請求項において、訂正後の請求項3~4に対する無効理由(前記2-3および2-4における参加人の主張を除く)は提出されていない。そして、訂正されていない請求項1~2に対しては、前記1-3で記載した審決の予告における「実施可能要件違反」(無効理由1)および「サポート要件違反」(無効理由2)の無効理由が考慮されている。即ち、「実施可能要件違反」として、「神経障害性疼痛及び突発性疼痛の処置における鎮痛剤としての化合物 I の効果を裏付ける薬理試験結果等が、本特許明細書の発明の詳細な説明に記載されていない」ので、「本特許出願当時の技術常識を参酌しても化合物 I の効果を予測することができない」との無効理由が指摘されている。また、「サポート要件違反」として、「化合物 I の神経障害性疼痛及び突発性疼痛の処置における鎮痛剤としての効果は本特許明細書に記載されておらず、本特許出願当時の技術常識を参酌しても、請求項に係わる発明の範囲まで本特許明細書の記載を拡張ないし一般化することができない」との無効理由が指摘されている。

3-2 審決(合議体の判断:審判長 滝口 尚良、審判官 穴吹 智子、審判官 井上 典之)

審決では、請求項3~4の発明は無効理由1「実施可能要件違反」および無効理由2「サポート要件違反」に該当せず、請求項1~2の発明は無効理由1および2により無効にすべきと判断されている。請求項1~2の発明については、「当業者は本特許明細書の発明の詳細な説明に記載の3種の薬理試験結果の記載に接しても、請求項1, 2に係わる鎮痛剤が、「炎症性疼痛」および「術後疼痛」以外の本特許明細書に記載されている各痛みの処置における鎮痛効果を有することを認識することができない」との判断を審決は下している。

審決の判断においては、「特許性の判断は、事件ごとに、事案に応じて行われるものであり、事案を異にする他の事件の判断によって、本件に対する判断は左右されない」として、請求項1, 2に係わる発明は無効理由1である特許法第36条第4項の規定要件「発明の詳細な説明は、通商産業省令で定めるところにより、その発明の属する技術分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に、記載しなければならない、との要件、いわゆる実施可能要件」を満たしていないので、「無効とすべきものである」とされている。また、無効理由2に関する「特許法第36条第6項第1号に規定する要件、いわゆるサポート要件に適合するか否か」については、「特許請求の範囲と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載

された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべきものである」として、「本件特許明細書記載の各痛みの処置における鎮痛効果を有することは本件特許明細書に記載されておらず、また、本件特許出願時の技術常識を参酌しても、本件請求項1、2に記載の化合物が、本件請求項3、4に記載の各痛みや「炎症性疼痛」及び「術後疼痛」の処置における鎮痛効果以外の、本件特許明細書記載の各痛みの処置における鎮痛効果を有することを当業者が認識し得ないのであるから、本件特許明細書の発明の詳細な説明に接した当業者が、本件請求項1、2に係わる発明により課題を解決できると認識できるとはいえない」と判断して、請求項1、2は「無効とすべきものである」との審決が下されている。

4. 今後の動向

特許無効との審決の予告を考慮に入れて、先発薬販売の被請求人は2019年7月1日に本特許の請求項1～4を訂正するが、訂正後の請求項1～2は無効と判断され請求項3～4は有効な請求項として維持できる審決が出されている。ただ、審決の予告における判断内容から、本特許発明の「鎮痛剤」を「炎症性疼痛または術後疼痛の鎮痛剤」に訂正(限定)することにより、後発薬の早期発売を狙う請求人および参加人の主張する特許無効事由「実施可能要件違反」および「サポート要件違反」を回避する対応策を考えることができる。しかし、特許無効理由を回避するように限定した請求項は本特許権の有効性を維持することができても、鎮痛剤としての医薬用途が「炎症性疼痛」と「術後疼痛」に限定されるので、特許権の存続期間延長の対象用途「帯状疱疹後神経痛」、「末梢性神経障害性疼痛」、「線維筋痛症」または／および「神経障害性疼痛、線維筋痛症に伴う疼痛」が限定後の請求項の権利範囲に入らなくなり得る。即ち、本特許権の有効性を維持できるように限定された請求項の権利範囲は、限定された鎮痛剤の医薬用途と本特許権存続期間の延長対象である医薬用途が相違すれば、延長された存続期間の本特許権は医薬用途の異なる後発薬総ての発売を完全に排除することができない(後発薬の発売を部分的に排除することになり得る(後発品の早期発売を希望する本特許無効審判の請求人および参加人が望んでいる結果かもしれない)。また、先発薬を販売する被請求人は、本特許権の存続期間が満了する2022年7月16日まで係争を継続させる(後発品出現の抑制を維持する)対策をも検討しているとも思える。前記1～3の説明より明らかのように、実際は、審決の予告後の本特許の請求項1～4の訂正において、審判請求人および参加人が指摘する特許無効理由を解消できるように請求項3～4を訂正する一方で、審判請求人および参加人が希望する後発薬の早期発売を牽制できる権利範囲(訂正後の請求項3～4の権利範囲よりも広い範囲)に請求項1～2を訂正(後発薬が権利範囲に含まれる)している。だが、この本特許の請求項1～2の訂正が認められないで無効と判断されることを、先発薬販売の被請求人はある程度覚悟していた可能性もあると思われる。そのため、本特許の請求項1～2の訂正を認めなかった前記特許無効審決を不服として知財高裁に取消しを求めて控訴する可能性はあり得る。この控訴は、先発薬を販売する被請求人にとって、この審決にて先発薬を保護する特許の無効を確定させない対策の一つであり、このような対策を取ることにより本特許権の延長された存続期間の満了日である2022年7月16日まで、本特許無効審判の請求人および参加人がプレガバリン®の後発薬を発売できないように牽制することを望んでいる可能性も当然あり得る。今後の動向を注目していきたい。

以上

【著者略歴】 宇佐見 弘文(うさみ ひろふみ)



職歴: 武田薬品工業株式会社 知的財産部 特許GM、大阪医薬品協会 工業所有権委員会 常任委員、京都大学大学院法学研究科 客員教授、日本知的財産協会 業種担当理事、台湾国立雲林科技大学科技法律研究所 客員教授、大阪工業大学大学院知的財産研究科 教授を歴任、2013年より知的財産戦略ネットワーク(株) アドバイザーに就任。

著書: 企業発展に必要な特許戦略

論文: 薬学雑誌、特許管理、ファームステージ、国際医薬品情報、知的財産専門研究、特技懇、知財管理、PHARM TECH JAPAN、科学と工業などに掲載

第23回IPSN講演会のお知らせ

本年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止、皆様の健康と安全に配慮し＜第23回IPSN講演会＞は、Webinarにて講演会の準備を進めております。皆様のWebinarへのご参加を心よりお待ちしております。

●IPSN Webinar開催ご案内

講演内容 : [AI創薬について～AIシリーズパート2～](#)

【AI創薬におけるデータベースの役割】

水口 賢司 ((国研) 医薬基盤・健康・栄養研究所 AI健康・医薬研究センター長)

【産学連携コンソーシアムLINCから観たAI創薬の現状と未来】

奥野恭史(京都大学大学院医学研究科 ビッグデータ医科学分野・教授)

【創薬研究における課題とAIへの期待】

池浦 義典 (Axceed Drug Discovery Partners株式会社 代表取締役社長)

開催時期 : 2021年3月31日～2021年4月30日まで

配信方法 : Web配信

参加費 : 無料(お申込み後、講演会限定URLをお知らせいたします)

※ YouTube上に1カ月間期間限定公開致します

お申込み方法 : ①会社・大学・機関名、②部署、③お名前、④お電話番号、⑤メールアドレス、
上記、ご記入の上、Eメールにてお申し込みください。(宛先:seminar@ipsn.co.jp)

❖ 問い合わせ 総務(横山) Tel: 03-5288-5401 Email: info@ipsn.co.jp

INFORMATION

■主な活動報告 (2020年12月～2021年2月)

12月23日 第44回企業会員向け研究・知財情報の提供

■主な活動予定 (2021年3月～5月)

3月末日 第23回IPSN講演会(Webinar)

3月下旬 第45回企業会員向け研究・知財情報の提供

編集後記

春らしく気持ちの良い日も多くなってきました。先日、首都圏の緊急事態宣言も解除されました。しかしながら、まだまだ、多くの方とお目にかかれる状況ではなく、今回のIPSNセミナーもWebinarとなりました。Webinarはご自身の都合で、いつでも、何回でも聴講できるのは利点です。皆様方のご参加を心よりお待ちしております。(横山雅与)

 知的財産戦略ネットワーク株式会社

本書の内容を無断で複写・転載することを禁じます。
2021年3月発行 The IPSN Quarterly (第44号・冬)
〒100-0005 千代田区丸の内1-7-12サピアタワー10階
電話: 03-5288-5401 ファクシミリ: 03-3215-1103
URL: <http://www.ipsn.co.jp/>
Email: info@ipsn.co.jp